

規制影響分析書

「型式検定及び譲渡の制限の対象となる器具の追加」について

平成 23 年 10 月

労働基準局安全衛生部労働衛生課（椎葉 課長）

政策体系との関連

厚生労働省では、基本目標＞施策大目標＞施策中目標＞施策小目標と設定して政策を実施しています。本規制は、政策の体系上、次の下線部と関連しています。

【政策体系】

基本目標Ⅱ 意欲のあるすべての者がディーセントワーク（働きがいのある人間らしい仕事）に就ける社会を実現する

施策大目標 2 雇用の「質」を向上させ、安心して快適に働くことができる環境を整備する

施策中目標 2 労働者が安全で、健康に働ける職場を確保する

1. 現状・問題分析とその改善方策（規制の新設・改廃の必要性）

平成 19 年及び平成 21 年に、それぞれ粉じん障害防止規則（昭和 54 年労働省令第 18 号）及び石綿障害予防規則（平成 17 年厚生労働省令第 21 号）を改正し、特に粉じん濃度が高くなるおそれがある作業について、日本工業規格にある「電動ファン付き呼吸用保護具」の使用を義務付けたことで、電動ファン付き呼吸用保護具の使用量は増加の傾向にあります。

また、東日本大震災による災害復旧工事において、石綿を含む建築物の解体・撤去作業の本格化が見込まれる中で、電動ファン付き呼吸用保護具は、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）上、その性能を担保する規定がありません。

そのため、電動ファン付き呼吸用保護具の性能を担保するとともに、規格を満たさない製品が流通した場合に、強制力のある措置を採ることができるよう、法令を整備しておく必要があります。

（現状・問題分析に関連する指標）

	指標	H18	H19	H20	H21	H22
1	生産数（単位：個）	12,524	9,557	8,846	17,213	13,231
（調査名・資料出所、備考等）						
1：日本呼吸用保護具工業会調べ						

2. 規制の新設・改廃の内容・目的

(1) 内容・目的

特に粉じん濃度が高くなる作業に従事する労働者に使用が義務付けられている電動ファン付き呼吸用保護具について、労働安全衛生法の型式検定の対象とし、最低限遵守すべき内容（規格）を定め、規格を満たした製品を製造する設備、体制であることを確認するための型式検定を受検させることとし、規格を満たしていないものは、譲渡や貸与をしてはならないこととします。

また、厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、製造者又は輸入者が規格を満たしていない電動ファン付き呼吸用保護具を譲渡や貸与をした場合は、回収又は改善を図ることなど、労働災害防止に必要な措置を講ずることを命じることができることとします。

(2) 根拠条文

今回の改正法において、以下に関して改正する予定です。

労働安全衛生法第 42 条、第 44 条の 2、別表第 2、別表第 4 及び別表第 14

3. 便益及び費用の分析

* 便益分類については、「A：現状維持より望ましい効果が増加」「B：現状維持と同等」

「C：現状維持より望ましい効果が減少」のいずれか該当する記号を記入しています。

* 費用分類については、「A：現状維持より負担が軽減」「B：現状維持と同等」「C：現状維持より負担が増加」のいずれか該当する記号を記入しています。

(1) 期待される便益

【労働者への便益】（便益分類：A）

型式検定の対象となることで、事業者は、第三者である登録型式検定機関が型式検定をした電動ファン付き呼吸用保護具を使用することになり、規格に適合していないものが流通した場合には、行政が製造者又は輸入者に対して、回収や改善措置をとらせることができることとなります。

そのため、労働安全衛生法上、性能が担保された電動ファン付き呼吸用保護具を使用することにより、労働者の健康の確保に資することとなります。

【事業者への便益】（便益分類：A）

電動ファン付き呼吸用保護具を労働者に使用させる場合には、型式検定に規格に適合していることは型式検定によって確認されその旨が電動ファン付き呼吸用保護具に表示されていることにより容易に選択することができます。事業者が性能の担保されている電動ファン付き呼吸用保護具を選択できることにより、労働災害が発生する可能性が低下することとなります。

(2) 想定される費用

【遵守費用】（費用分類：C）

製造者又は輸入者には、型式検定を受検するための費用が発生することになります。

また、行政が製造者又は輸入者に対して、回収や改善措置をとらせた場合は、その措置のための費用が発生することになります。

【行政費用】（費用分類：B）

事業者並びに電動ファン付き呼吸用保護具の製造者及び輸入者に周知するための費用が発生することとなります。

【その他の社会的費用】（費用分類：B）

その他の社会的費用は発生しないものと考えられます。

（3）便益と費用の関係の分析結果（規制の新設・改廃の総合的な評価）

電動ファン付き呼吸用保護具の製造者又は輸入者には型式検定を受検するための費用が発生しますが、型式検定の対象となることで、労働者の健康確保がなされ、労働災害が発生する可能性が低下します。事業者が使用する電動ファン付き呼吸用保護具について、規格に適合していないものが流通した場合には、行政が製造者又は輸入者に対して、回収や改善措置を採らせるため、これを利用する事業者には便益の方が大きいものと考えられます。

4. 代替案との比較考量

(1) 想定される代替案

特に粉じん濃度が高くなる作業に従事する労働者に使用が義務付けられている電動ファン付き呼吸用保護具について、労働安全衛生法の型式検定の対象とはしないこととしますが、最低限遵守すべき内容（規格）を定め、規格を満たしていないものは、譲渡や貸与をしてはならないこととします。

また、厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、製造者又は輸入者が規格を満たしていない電動ファン付き呼吸用保護具を譲渡や貸与をした場合は、回収又は改善を図ることなど、労働災害防止に必要な措置を講ずることを命じることができることとします。

(2) 代替案の便益及び費用の分析

* 便益分類については、「A：現状維持より望ましい効果が増加」「B：現状維持と同等」「C：現状維持より望ましい効果が減少」のいずれか該当する記号を記入しています。

* 費用分類については、「A：現状維持より負担が軽減」「B：現状維持と同等」「C：現状維持より負担が増加」のいずれか該当する記号を記入しています。

① 期待される便益

【労働者への便益】（便益分類：A）

電動ファン付き呼吸用保護具について、規格に適合していないものが流通した場合には、行政が製造者又は輸入者に対して、回収や改善措置をとらせることができることとなります。そのため、労働安全衛生法上、性能が担保された電動ファン付き呼吸用保護具を使用することにより、労働者の健康の確保に資することになります。

【事業者への便益】（便益分類：B）

電動ファン付き呼吸用保護具を労働者に使用させるにあたっては、性能を確認する手段は、製造者又は輸入者が提供する資料に基づいて判断することになります。

② 想定される費用

【遵守費用】（費用分類：C）

行政が、電動ファン付き呼吸用保護具の製造者又は輸入者に対して、回収や改善措置をとらせた場合は、その措置のための費用が発生することになります。

【行政費用】（費用分類：C）

事業者、電動ファン付き呼吸用保護具の製造者及び輸入者に周知するための費用が発生することとなります。

また、市場に流通している電動ファン付き呼吸用保護具の種類を独自に調査して把握し、その全ての種類について規格を満たしているか否か試験を実施することになるため、型式検定を実施するよりも試験回数が多くなり、調査費用も発生することになります。

【その他の社会的費用】（費用分類：B）

その他の社会的費用は発生しないものと考えられます。

③ 便益と費用の関係の分析結果（新設・改廃する規制との比較）

代替案は、電動ファン付き呼吸用保護具の製造者又は輸入者が型式検定を受検する費用は発生しませんが、市場に流通した後に規格を満たしているか否か試験をすることとなりますので、行政が製造者又は輸入者に対して、回収や改善措置をとらせる頻度が多くなると考えられ、その措置のための費用が予期せず発生することになります。

また、行政においても、市場に流通している製品を独自に調査することとなり、どのような機能を持った製品なのか事前に分からないために試験回数も多くなると予想され、多くの費用が発生することになります。

さらに、回収や改善措置が多くなると、製造者又は輸入者が電動ファン付き呼吸用保護具の製造を続けることに消極的になる恐れがあり、電動ファン付き呼吸用保護具の入手が困難になると、事業者が労働者に使用させることも難しくなり、労働災害が発生する可能性が低下せず、労働者の健康の確保が困難になります。

これらのことから、新設・改廃する規制の方が望ましいものと考えます。

5. 有識者の見解その他関連事項

○労働政策審議会建議「今後の職場における安全衛生対策について」（平成22年12月22日）において以下のとおり報告されています。

1 機械譲渡時における機械の危険情報の提供の促進等

- (6) 粉じん濃度が高くなるおそれがある作業等において、使用が義務づけられている「電動ファン付き呼吸用保護具」を譲渡等の制限及び型式検定の対象とし、構造規格を定めることが適当である。

6. 一定期間経過後の見直し（レビュー）を行う時期又は条件

改正法案の附則において、この法律の施行後5年を経過した場合において、新法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとされています。